

入院時食事療養費のご案内

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

標準負担額（1食につき）			令和6年6月1日より
70歳未満の方	一般世帯	(※1)	490円
	住民税非課税世帯 (区分才)	90日までの入院	230円
		90日を越える入院	180円
70歳以上の方	一般世帯	(※1)	490円
	住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	90日までの入院	230円
		90日を越える入院	180円
	住民税非課税世帯であってかつその世帯の所得が基準額以下の世帯 (低所得Ⅰ)		110円

(※1) 小児慢性特定疾病の患者さん・指定難病の患者さん **280円**